

牛久市立向台小学校「学校いじめ防止基本方針」

(令和4年4月1日現在)

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、向台小学校の児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- (1)個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを受けた子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- (2)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等いじめを受けた児童が関わっている仲間や集団(グループ)などの人的関係を指す。
- (3)「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (4)インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場面など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5)いじめの中には、犯罪行為に該当する可能性があり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるため、直ちに警察に相談又は通報することが必要なものが含まれる。

〈具体的ないじめの態様〉

- ・冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ・集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※以上はあくまで例示であり、他にも様々な様態があり得る。

「いじめ防止等のための基本方針」 文部科学省 平成 29 年 3 月最終改定

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア 一人残らず質の高い学びを保障するための授業改善を通して、一人一人を大切に、すべての児童が参加、活躍することのできる授業づくりに取り組む。また協働的な学びを促すことで、互いを認め合い、支え合い、助け合うことのできる人間関係を醸成する。
- イ 「牛久ふれあい保育園」や「牛久文化認定こども園」との交流活動や、「ふれあい登校班」での異学年交流活動の充実、児童が主役となる校内行事の計画と実践等を通じて、相手を思いやる心を育てるとともに、他人から認められているという自己有用感を高めるための支援を行う。
- ウ 学校の教育活動全体において、道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 自分と向き合い内面を見つめ直す、心を磨く黙働清掃の徹底を図る。
- オ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

②いじめ早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する以下の定期的な調査を実施する。

- a 児童対象生活・いじめアンケート調査
年 8 回（5 月、6 月、7 月、10 月、11 月、12 月、2 月、3 月）
- b 保護者対象いじめアンケート調査
年 1 回（12 月）

イ いじめ相談体制

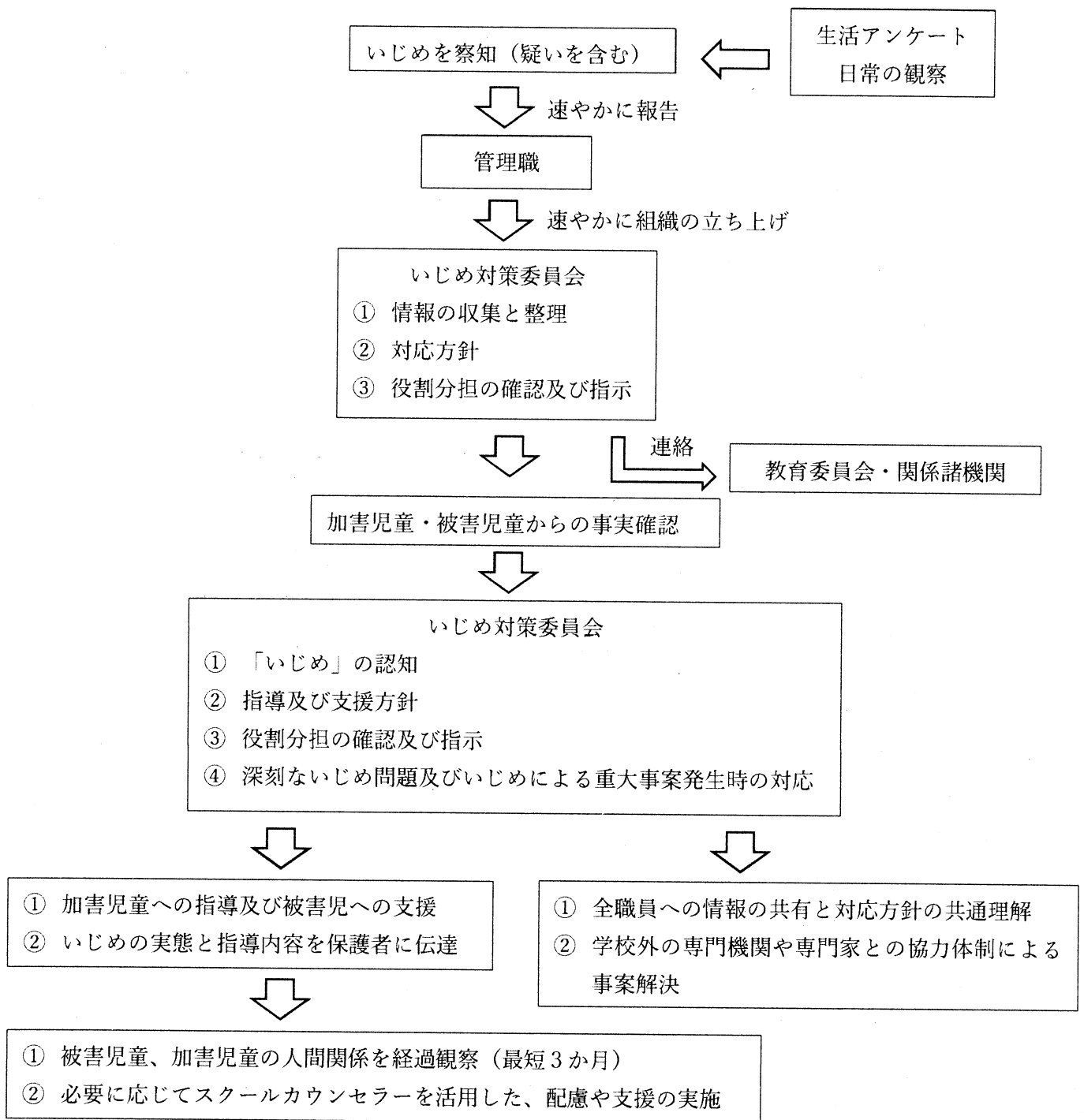
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- a スクールカウンセラーの活用
- b いじめ相談窓口の周知
- c 定期的なアンケート調査に基づく相談活動

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質・能力の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質・能力の向上を図る。

【いじめ発生時の流れ】



③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度に流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 構成員

【平常時】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、臨床心理士（きぼうの広場）、スクールカウンセラー

【いじめ発生時】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、臨床心理士（きぼうの広場）、スクールカウンセラー、関係学級担任、必要に応じて外部専門家

【重大事案発生時】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、臨床心理士（きぼうの広場）、スクールカウンセラー、関係学級担任、必要に応じて外部専門家、町教育委員会、外部専門家（医師・教育・警察・法律関係者等の第三者から選任する）

イ 活動

- a いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- b いじめ防止に関すること
- c いじめ事案に対する対応に関すること
- d いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- e いじめの情報共有に関すること（報告と組織的な対応の徹底）

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して対応する。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- オ 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ いじめ防止への取り組みに対する検証

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みが、学校や地域の実情に応じて機能しているかを、児童や保護者を対象とした学校評価アンケートを通じて検証し、点検や改善を図る。

3 いじめの認知と解消

(1)いじめの認知

いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提である。どんな些細な問題であってもいじめである以上、学校が組織として把握(いじめを認知)し、指導し、見守り、解決につなげる。

(2)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。本人との面談、生活アンケートで本人及び周囲からの記載で判断するものとする。

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。本人との面談、保護者との様子の確認において判断するものとする。

4 重大事案への対処

(1)重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。(いじめの防止対策推進法 第28条第1項(1))

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。(いじめの防止対策推進法 第28条第1項(2))

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 生徒及び保護者から「いじめによって重大事態に至った」という内容の申し立てがあったとき。

(2)重大事案への対処

- ・重大事案は、事実関係が確定した段階で重大事案としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったとき、(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)はその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大

事態が発生したものとして、報告・調査等に当たること。

※被害児童や保護者からの申し立ては、学校が知りえない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

「いじめ重大事態対応マニュアル」平成31年1月 茨城県教育委員会

(3)いじめ重大事態が発生した場合の対応

- ア 重大事態が発生した旨を、牛久市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。